

# ともにあゆむ

## 12月22日勝利和解！ これまでのご支援、ありがとうございました

8月6日最後の証人尋問が終了直後に被告からの要請で始まった和解協議は、7回にもなりました。当初は、お金だけで「安全配慮義務違反を認める」ことも、「謝罪」も「難しい」と言っていた被告と、その被告を「説得することはかなり難しい」「『重く受け止める』という言葉と和解金支払いがあれば、それは謝罪と同じことです」と原告側に妥協を迫っていた裁判官たち。

でも、梅村さんは「私は、お金のために裁判をしたのではありません。法律家の常識としては、『重く受け止め』て、お金を支払えば謝罪と同じとみなされるのかもしれませんが、私たち一般人には全然違う意味としか思えません」「真摯に重く受け止めるなら、謝罪すべきでしょう」とねばり強く裁判官に訴え続けました。

12月22日の和解協議も、被告からの提案には「お詫びする」とあり、あくまでも「謝罪」を拒む姿勢でしたが、梅村さんが「被告が本気でお詫びする気があるのであれば、『謝罪』という言葉でも構わないはず」と追及して、「安全配慮義務違反を認め、謝罪する」という言葉を勝ち取りました。

そして、被告が一番避けたがっていた南医療生協機関紙への裁判報告も、結果的には『健康の友』2月号の「理事会だより」欄に、12月22日付で「本件訴訟が和解により終了したことを承認した事実を掲載する」という合意書を、裁判所で取り交わしました。

和解調書については、金額も含めて、HP上で全面公開しています。

梅村さんが「ともにあゆむ裁判」で勝ち取ったものを使って、南医療生協の職員が元気で働き続けられる職場になるよう、変えていくことがこれからの地域のみなさんとの活動になっていきます。

「職員の健康が、安心安全の医療の基盤になる」そのことを、これからもみなさんと一緒に追求していきます。



↑ 12月22日勝利和解直後に裁判所前で

### 「ともにあゆむ裁判」勝利報告集会も100名参加！

2月11日に行った勝利報告集会には、100名を超える方が参加していただき、裁判の報告、みなさんからのメッセージ、松平晃さんのトランペット演奏、鈴木君代さんの歌など、とてもいい集会になりました。

ご参加いただいたみなさん、メッセージを寄せてくださったみなさん、ありがとうございました。当日配布した報告集は、支援者のみなさん全員にお送りすることは財政上できませんが、ご希望の方には送らせていただきます。ご連絡ください。



## 事件の表示 平成22年(ワ)第4866号 和解調書 (概要)

期日 平成26年12月22日午後4時30分

場所 名古屋地方裁判所民事第1部和解室

受命裁判官 田邊浩典

受命裁判官 三木裕之

裁判所書記官 江村浩司

出頭した当事者等

原告 梅村紅美子

原告代理人 兼松洋子

同 水谷実

被告代理人 山田幸彦

同 山田陽介

当事者間に次の通り和解成立

第1 当事者の表示 ※省略

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状、準備書面(1)(H22.7.30受付)、請求の趣旨の拡張申立書(H24.7.11)及び準備書面(18)(同年11.5受付)記載のとおり

第3 和解条項

1. 被告は、原告の鬱病発症が愛知県労働者災害補償保険審査官により業務に起因するものと認められ、労災認定された事実を真摯に受け止める。
2. 被告は、原告に対し、原告の鬱病の発症について被告に安全配慮義務違反があったことを認め、謝罪するとともに、その後の鬱病の遷延についても配慮に不十分な面があったことを認め、その責任について重く受け止める。
3. 被告は、原告に対し、本件和解金として500万円(労災保険法及び厚生年金法に基づく過去分及び将来分の給付を除く金額として)の支払い義務があることを認める。
4. 被告は、原告に対し、前項の金員を平成27年1月30日限り、兼松洋子名義の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
5. 原告は、その余の請求を放棄する。
6. 被告は、原告に対し、本和解の趣旨を職員に説明するとともに、労災の再発を防止するため、労働安全衛生法を順守し、職員の労働環境、健康状態の把握及びメンタル疾患の予防に力を尽くすことを約束する。
7. 原告及び被告は、今後第三者に対して、本和解の趣旨に反する内容の情報の発信、書面の配布、説明等を一切行わないことを相互に約束する。
8. 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
9. 訴訟費用は各自の負担とする。

# 10月からの4ヶ月で3人の職員の在職死

梅村さんの裁判では、「職員の労働環境、健康状態の把握…に力を尽くす」と約束した南医療生協ですが、和解中の10月には管理栄養士が、12月には小児科の常勤医(小児科部長)が、1月には病棟看護師が、前日まで働いていたのに突然死をされています。

労働組合からも、そして地域の組合員たちからも、「労働環境に問題がなかったか調査し、再発防止策を！」と声をあげていますが、南生協病院の衛生委員会でもきちんとした報告や議論はされていません。これでは、梅村さんの裁判での和解は形だけのものでしかないということです。

職員が元気で生き生き働ける職場であってこそ、安心安全な医療の基盤が確保されるのです。

南医療生協が事業拡大にばかり奔走するのではなく、職員の安全に力を尽くすことを強く願います。